

公取協

AUTOMOBILE FAIR TRADE COUNCIL NEWS

ニュース

vol.88

2026.8

信頼されるクルマ販売を促進する

CONTENTS

2026年度定時総会を開催	1
新役員の紹介	3
会長挨拶	4
取適法遵守のため、取適法遵守マニュアル 及び研修会をご活用ください	4
下請法(現「取適法」)違反で公取委が「勧告」	5
販売実態のモニタリングを踏まえ、 大手中古車専門店等14社に対し改善要請を実施	6
公取協会員店なら表示した「支払総額」で 購入できる旨のPRを実施	7
二輪車関係ニュース	8

編集・発行／一般社団法人 自動車公正取引協議会

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町4F TEL 03-5511-2111(代表) FAX 03-5511-2112

<https://www.aftc.or.jp/>

2026年度定時総会を開催

—2025年度事業報告書(案)及び決算書(案)等を承認—

当協議会は2026年6月10日(水)、東京・港区の東京プリンスホテルにおいて2026年度定時総会を開催(来場、オンラインのハイブリッド形式)いたしました。総会では、第1号議案=2025年度事業報告書(案)及び決算書(案)の件、第2号議案=任期満了に伴う理事、監事選任(案)の件、報告事項=2026年度事業計画書及び会費額並びに予算書の件についてそれぞれ審議し、原案通り承認されました。また、総会後の第156回理事会において会長、副会長等が選任されました。



開催挨拶をする鈴木会長



全体風景

なお、次の方々よりご祝辞をいただきました。

消費者庁 表示対策課 課長補佐(規約担当) 駒沢 賢治 様
経済産業省 製造産業局自動車課 課長補佐 堀江 大地 様

公正取引委員会事務局 経済取引局取引部 取引部長 原 一弘 様
国土交通省 物流・自動車局 自動車情報課長 櫻井 紀彦 様

2025年度事業報告

四輪車関係の主な事業

1. 規約に基づく適正表示の一層の促進

- 1) 規約遵守状況調査の実施
- 2) 広告表示適正化のための普及活動の実施
- 3) 関係団体との連携による規約普及活動の推進

2. 会員事業者の表示管理体制整備・充実のための支援活動

- 1) 会員及び広告関係事業者の「表示管理者」を対象とした研修会の開催
- 2) 「表示管理者」を通じた普及活動と表示管理体制充実の促進

3. 中古車の「支払総額」の表示を一層定着させるための普及活動

- 1) 「支払総額」の表示を一層定着させるための普及活動等の実施
- 2) 不当な価格表示に対する監視・指導の強化と厳正な対処
- 3) 店頭展示車の表示に関する中古車施行規則改正（案）の承認申請

4. 修復歴等の不当表示の未然防止と厳正な対処

- 1) 修復歴及び冠水車、走行距離等の不当表示の未然防止の実施
- 2) 修復歴等の不当表示に関する監視調査の継続実施と厳正な対処

5. ステルスマーケティングに関する改正規約の周知と監視活動

- 1) ステルスマーケティングに関する改正規約・施行規則の周知活動の実施
- 2) 「口コミ」投稿等における監視活動の実施

6. カタログ等の装備品の適正な表示に関する周知活動

- 1) 消費者にわかりやすい適正な表示の周知活動の実施
- 2) 表示の実態把握及び改善指導の実施

7. 自動運転化技術に関する適正な表示の検討及び普及活動

- 1) 自動運転化技術の達成レベルに応じた適切な表示の周知
- 2) 消費者の誤解や過信を招かないためのテレビCM等の表示内容に関する検討と指導の実施
- 3) 中古車の運転支援機能等の表示のあり方の検討及び情報提供の実施

8. 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

- 1) SNS等を活用した広告宣伝における留意点の周知活動の実施
- 2) 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

9. 中古車の車両状態評価に関する監修・監査及びPRの実施

- 1) 車両状態評価に関する監修基準に基づく監修及び監査の実施
- 2) 「監修制度」や「評価付中古車」に関するホームページ等によるPRの実施

10. 消費者関連事業の推進

- 1) 消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための活動の実施
- 2) 消費者相談対応やトラブル未然防止のための研修会の開催

- 3) 苦情相談が多い事業者に対する監視調査及び改善指導の実施

11. 新車及び中古車の適切な販売方法に関する周知活動

- 1) 不適切な販売方法を未然に防止するための問題点の把握
- 2) トラブル未然防止のためのリアルタイムな情報発信
- 3) 適切な販売方法に関する周知活動の実施

12. 広報PR活動の実施

- 1) 「『支払総額』の表示で安心の公取協会員店」のPR活動の実施
- 2) 会員に対する情報提供の充実

13. 大型車関係事業の推進

- 1) 規約に基づく適正表示の推進
- 2) 独禁法、下請法に関する普及活動の実施

14. その他の事業

- 1) 関係団体及び地方組織との連携強化活動
- 2) 公正取引に関する法令（独禁法、下請法等）の普及指導

15. 次世代自動車の普及等に対応した燃費表示等に関する新車施行規則改正（案）及び表示基準の検討（自工会からの要請事項）

- 1) プラグインFCVの「総走行距離数」の表示実施に伴う燃料消費率の表示に関する新車施行規則改正（案）の策定
- 2) 次世代自動車の普及等に対応した表示基準の検討

16. 中古車の修復歴の骨格部位の名称変更に伴う施行規則の改正

二輪車関係の主な事業

1. 規約の一層の定着化を図るための普及活動の実施

- 1) 会員専用ページを活用した普及活動
- 2) 規約アドバイザー制度を活用した普及活動

2. 中古二輪車の品質評価（「品質評価実施店」）の定着化

- 1) 「品質評価実施店」の拡充
- 2) 品質評価者講習の実施
- 3) 「品質評価実施店」の積極的なPRの実施

3. 走行距離等の不当表示の未然防止と厳正な対処

- 1) 走行距離及び冠水車等の不当表示の未然防止の実施
- 2) 走行距離表示に関する実態調査の実施
- 3) 二輪情報誌との連携による適正な走行距離表示の促進

4. ステルスマーケティングに関する改正規約の周知と監視活動

- 1) ステルスマーケティングに関する改正規約・施行規則の周知活動の実施
- 2) 「口コミ」投稿等における監視活動の実施

5. カatalog等の装備品の表示の問題点及び適正表示に関する周知活動

- 1) ウェブカatalogの装備品の表示の問題点等に関する周知活動の実施
- 2) 消費者にわかりやすい適正な表示の周知活動の実施

6. 公取協会員店に対する消費者の信頼を一層高めるための普及活動等のあり方に関する検討

- 1) 消費者が公取協会員店に求める「安心と信頼」に関する検討

- 2) 今後の普及活動等のあり方に関する検討

7. 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

- 1) SNS等を活用した広告宣伝における留意点の周知活動の実施
- 2) 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

8. 消費者トラブルへの対応及び未然防止活動

- 1) 消費者からの苦情・相談の受付と対応

9. 「新基準原付」等に関する表示基準の策定及び周知活動の実施

- 1) 「新基準原付」等に関する表示基準の策定及び周知活動の実施
- 2) 「新基準原付」に関するPR動画の作成及び消費者への周知活動の実施

2025年度決算

2025年度の決算(損益ベース)は以下のとおりです。

I. 経常収益 (単位：円)

勘定科目	決算額
1 受取会費	259,027,000
2 受取入金	1,625,000
3 事業収益	29,836,380
4 雑収益	979,199
5 違約金収益	1,000,000
6 退職給与引当預金取崩収益	33,582,434
経常収益計	326,050,013

II. 経常費用 (単位：円)

勘定科目	決算額
1 事業費	239,826,519
2 管理費	29,398,650
3 引当預金支出	8,111,773
4 その他の支出	42,760,434
経常費用計	320,097,376

III. 一般正味財産 (単位：円)

勘定科目	決算額
一般正味財産増減額	5,952,637
一般正味財産期首残高	262,877,279
一般正味財産期末残高	268,829,916

新役員の紹介

任期満了に伴い、会長、副会長、理事、監事に次の方々を選任されました。また、次の方々を顧問、相談役に委嘱されました。

会長 鈴木 俊宏*
副会長 高田 靖久[○]
専務理事 鈴木 欣也*
常務理事 浅見 尚久
理事 松永 明
大極 司
高橋 亮
監事 岡 紳一郎[○]
顧問 奥田 碩
志賀 俊之
神子柴寿昭
相談役 加藤 敏彦

赤間 俊一
加藤 和夫
秋葉 邦男
井下 茂一
平岡 裕
宗国 旨英
豊田 章男
倉石 誠司
堀井 仁

入野 泰一
小糸 正樹
島 雅之
大村 直幸
小枝 至
池 史彦
小林 健二

喜谷 辰夫
武田 裕介[○]
掛下 吉三
石井 大
張 富士夫
西川 廣人
竹林 武一

塚田 長志
板崎 龍介
武藤 孝弘
青木 哲
八郷 隆弘
海津 博

[○] 新任 ※代表理事

会長挨拶



一般社団法人自動車公正取引協議会 会長 鈴木俊宏

皆様、こんにちは。会長の鈴木でございます。2026年度定時総会の開催にあたり、ひと言ご挨拶を申し上げます。本日は、大変お忙しい中、会場に足をお運びいただき、また、オンラインでご参加いただき、誠にありがとうございます。さて、当協議会は、関係団体や、会員の皆様方のご協力をいただきながら、「適正な表示により、『消費者の信頼』及び『事業者間の公正な競争』を確保・促進する」ことを基本方針として、お客様に安心して、クルマ・バイクをご購入いただけるよう、さまざまな事業を展開してまいりました。会員における適正な表示を推進するため、店頭表示に関する訪問調査の実施、eラーニングによる研修会の開催、広告作成等に関する事前相談の受付などの事業を、実施してまいりました。特に、2023年10月にスタートした、中古車の「支払総額」の表示につきましては、同表示を広く周知し、定着化を図るため、YouTube動画を活用した消費者に対するPR活動を積極的に実施いたしました。また、新車及び中古車において、「不適切な販売」が認められたため、消費者からの苦情相談のモニタリングにより実態を把握、未然防止を図るため、「適切な販売方法」に関する周知活動を実施いたしました。施行規則の改正につきましては、次世代自動車の普及や中古車のプライスボードの電子化、車両構造の変化に対応するため、新車の燃費の表示に関する規則改正（案）、中古車の展示車の表示に関する規則改正（案）、中古車の修復歴部位の名称変更にともなう規則改正（案）、を策定し、現在、消費者庁及び公正取引委員会の承認に向けた手続きを行っております。二輪車関係につきましては、会員店自らが、店頭のプライスカードの表示をチェックする「店頭表示のセルフチェック」実施するとともに「規約アドバイザー」による会員店の訪問活動を実施いたしました。また、会員店に対する、消費者の信頼を一層高めるための規約のあり方等に関する検討にも、着手いたしました。これらの活動は、関係団体や会員の皆様のご協力と、関係官庁のご指導により、着実に、成果を上げております。2026年度の事業といたしましては、会員事業者の表示管理体制整備・充実のための支援活動、中古車の「支払総額」の表示の遵守徹底、新車及び中古車の不適切な販売を防止するための周知活動の実施、並びに規約見直しの検討、「取適法」の遵守促進を図るための普及活動、「店頭表示のセルフチェック」や「規約アドバイザー」による二輪車規約の普及活動などの事業を、実施してまいります。当協議会といたしましては、「お客様により一層信頼される、クルマ・バイクの販売」を目指し、今後、ますます活動の充実を図ってまいります。皆様方におかれましては、引き続き、より一層のご支援とご協力を、お願い申し上げます。ありがとうございました。

取適法遵守のため、取適法遵守マニュアル及び研修会をご活用ください

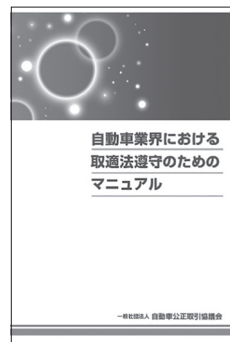
【取適法に関するマニュアルと研修会】

会員における取適法(旧下請法)違反行為の未然防止及び同法の遵守徹底を図るため、最近の違反事例や公正取引委員会等の実施した集中調査において指摘された、「ディーラーの違反事例や問題点」及び「取適法改正のポイント」等を取り入れた、「自動車業界における取適法遵守のためのマニュアル」を作成いたしました。

同マニュアル冊子のご購入をご希望の方は、所属団体または公取協へお問合せください。
(頒布価格：会員1,000円/非会員2,000円)

また、5月27日から開催している同マニュアルに基づく研修会(eラーニング)には、約360社から約2,000名と多くの方に受講いただいております。(7月9日現在)

- ▶「取適法」の基礎的な知識を取得するためには、最適な研修会です。
- ▶eラーニングのため、業務の都合に合わせて、お時間のある時に、また、期間内であれば、何度でも受講いただくことが可能です。ぜひご活用ください。



●「取適法(旧下請法)に関する研修会」を申込・受講期間を延長して開催しています!

【開催方法】eラーニング(約80分)

【申込期間】2026年10月 9日迄

【受講期間】2026年10月30日迄

【受講費用】会員3,000円/非会員6,000円

【研修内容】「自動車業界における取適法遵守のためのマニュアル」の解説

※同マニュアル電子版1年間閲覧可能

受講お申込みは
公取協ホームページ
から ➡



なお、各地区主催の集合形式の研修会も適宜開催しております。地区における研修会につきましては、所属団体または公取協へお問合せください。

【取適法に関するQ&A】

ここでは、取適法に関するよくあるご質問について紹介します。

Q. 発注内容の明示義務(第4条)

契約上「引き取り納車」としている場合は、中小受託事業者との契約書面に、「引取り料含む」と記載しておけば問題ないのか。

A. 取適法上の発注内容等の明示においては、中小受託事業者の給付の内容、それに対する代金の額等を明示する必要があります。

Q. 不当な経済上の利益の提供要請(第5条第2項第2号)

無償で中小受託事業者に車両の引き取りをさせたら経済的利益の提供に当たるなら、たとえ500円でも1000円でも払っておけばいいのか。

A. いくらが引き取り料として適当な額なのかは一概に言えませんが、ガソリン代や人件費等を考慮のうえ、通常の対価と比較して著しく低いものとならないよう、合理的に算出された額を基に双方の協議により決定される必要があります。何がしかの額を払っても事実上無償と同程度の名目だけの額だと、問題となるおそれがあります。無償というのは、明らかに違反する場合の例であって、無償でないからといって問題ないということではありません。無償でなくても、経済上の利益提供要請によって中小受託事業者の利益を不当に害する場合には、取適法に違反します。

下請法(現「取適法」)違反で公取委が「勧告」

公正取引委員会は、公取協会員に対し、下請法第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)の規定に違反する事実が認められたことから、2026年6月4日付で「勧告」を行いました。

<勧告の相手方>

名 称	株式会社ホンダ茨城南	代表者	代表取締役 磯山 良輔
所在地	茨城県つくば市花室1127番6	資本金	4995万円

<措置の内容>

(1) 違反事実

板金塗装等を委託した事業者14名、点検整備等を委託した事業者1名に対し、令和6年9月から令和7年9月までの間、下請事業者に対し、1,014台の自動車の引取り又は引渡しに係る運送を行わせていたにもかかわらず、当該運送に要した費用を支払わなかった。

(2) 勧告の概要

自動車を運送させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。等

販売実態のモニタリングを踏まえ、大手中古車専門店等14社に対し改善要請を実施

当協議会の消費者相談窓口に、「中古車の商談をしたところ、広告等に表示された『支払総額』では購入できない、と言われた」との苦情相談(2024年8月～2025年3月)が多く寄せられた、大手等(多店舗展開)中古車専門店や未使用車専門店等、20社48店舗を対象に実施した販売実態のモニタリング結果に基づき、言葉巧みにオプションの購入を強要するなど、表示した「支払総額」では購入できない等の問題が認められた14社に対し「改善要請」を実施しました。

今回実施した主な「改善要請」の内容は、以下のとおりです。

問題点1

広告に表示した「支払総額」には含まれていないパック商品の費用を見積書に計上し、商談時に「パック商品は不要」と伝えても、「当該費用を除外することができない」と説明

改善要請の内容

- ▶「支払総額」に含まれないオプション等の費用を別途請求しないこと
- ▶オプションであるパック商品を購入するかどうかは、お客様の選択に委ねるべきものであり、その購入を条件としないこと

問題点2

管轄運輸支局内(同一県内)の登録であるにもかかわらず、「お客様の住所は、店舗と同一県内だが、ナンバー(検査登録事務所)が変わる」として、「支払総額」とは別に「管轄外手続代行費用」を請求

改善要請の内容

- ▶販売店を管轄する運輸支局内(同一都府県内)で登録(届出)した場合の費用を「諸費用」に含めた上で、「支払総額」を表示すること
- ▶管轄運輸支局内(同一都府県内)での登録(届出)の場合は、「管轄外手続代行費用」を請求しないこと

問題点3

諸費用に「ETCセットアップ費用」を含めた上で「支払総額」を表示、商談の際に「ETCセットアップは不要」と伝えても「ETCセットアップ費用は必ず必要なため外せない」と説明

改善要請の内容

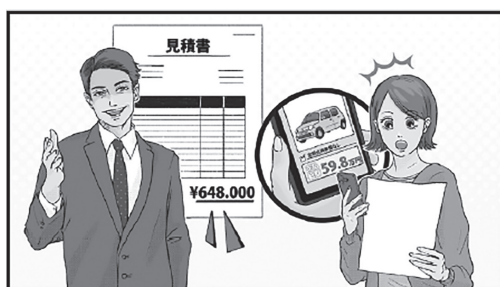
- ▶「支払総額」は中古車購入時に最低限必要な費用を含めた価格であり、「諸費用」に含めることができるのは、「保険料、税金(法定費用含む。)、登録等に伴う費用(新規登録又は移転登録を行う場合の検査登録手続代行費用及び車庫証明手続代行費用)」に限られるため、「ETCセットアップ費用」等のオプションの費用は「諸費用」に含めないこと
- ▶ETCセットアップを購入店で実施するかどうかは、お客様の選択に委ねるべきものであり、その実施を条件としないこと

表示した「支払総額」で販売しない場合は、「不当な価格表示」に該当し、重大な規約違反となります。今後、「改善要請」をしたにもかかわらず、それに応じない場合や改善が認められない場合は、不当な価格表示等に関する規約違反被疑事案として実地(立入り)調査を実施します。その結果、不当な価格表示や不適切な販売方法が認められた場合、規約違反措置基準に基づき、「厳重警告」の措置を採るとともに、悪質な場合は併せて「違約金」、「事業者名公表」の措置を採る等、厳正に対処してまいります。

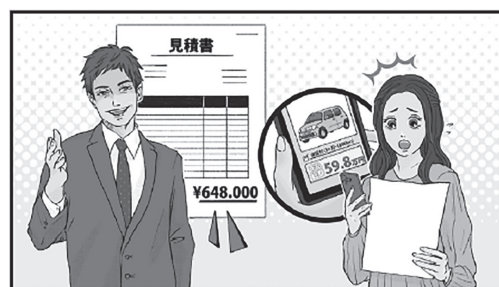
■ 公取協会員店なら表示した「支払総額」で購入できる旨のPRを実施

苦情・相談の多い大手中古車専門店等に対する販売実態のモニタリング結果等を踏まえ、お客様の不安を煽る等、言葉巧みに「支払総額」以外の費用の支払いを求める等、「支払総額」の表示を守らない事業者に騙されないよう注意を促すとともに、「公取協会員店は、表示されている『支払総額』のみで購入できること」及び「公取協会員店は、『支払総額』の表示を守る安心のお店であること」を消費者に対してPRするため、YouTube動画を作成、中古車情報サイトにアクセスした方等、中古車に興味・関心のある方に向けて配信する等、PR活動を実施します。

<整備しなければすべてお客様の責任!?!>



<オプション購入は会社の方針!?!>



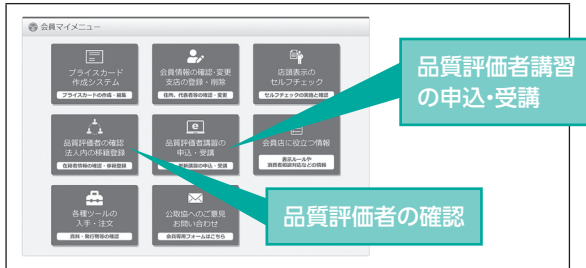
2026年度の品質評価者講習が、スタートしました

2026年度の品質評価者講習(新規・更新)が6月22日からスタートしました。二輪会員専用ページ内、会員マイメニューの「品質評価者講習の申込・受講」よりお申込みの上、受講いただけます。また、品質評価者資格の有効期限等につきましては、同じく会員マイメニューの「品質評価者の確認・移籍」にてご確認ください。受講が必要な方(更新・新規取得)は、期限内に必ず受講を完了してください。なお、更新が必要な方が更新講習を受講しなかった場合は資格失効となり、再度、資格を取得する場合は、新規講習を受講いただくこととなりますので、ご注意ください。本年度の受講期限は2027年3月31日までを予定しています。ご不明な点は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

【今年度、受講が必要な方】

- ①品質評価者資格の有効期限が2027年3月31日の方
⇒【更新講習】を受講いただかないと、品質評価者資格が失効します
- ②品質評価者が在籍していないお店の方
⇒【新規講習】をご受講ください

【更新・新規講習のお申し込み(会員マイメニュー)】



操作方法等、ご不明な点がございましたら、コールセンターまでお電話ください。

※専用コールセンター 050-3649-1322 (受付時間 平日 9:00~21:00)

2026年度の「品質評価実施店」の選定は、10月の予定です

店頭表示のセルフチェックや品質評価者講習を受講した会員店を、適正表示を積極的に実施する「品質評価実施店」に選定しています。2025年度は、会員店6,822店中、4,898店(71.8%)が「品質評価実施店」に選定されています。

2026年度の「品質評価実施店」の選定は、10月の予定です。

【2026年度「品質評価実施店」の選定条件】

- ①昨年度(2025年度)のセルフチェックが実施済みで、結果が「良好」であること
(規約に基づく適正な表示を行っていることの確認)
- ②自店に「品質評価者」が1名以上、在籍していること
- ③所属団体・担当販社の推薦



※自店の選定状況やセルフチェックの実施状況は会員専用ページでご確認いただけます。

規約アドバイザーによる訪問活動を、引き続き実施しています

効率的で効果的な規約の普及活動を促進するため、2024年度に「規約アドバイザー制度」を新設し、規約アドバイザーが会員店を訪問して、店頭表示のセルフチェックの実施方法や品質評価者講習の受講方法等について直接アドバイスを行う等、きめ細やかな普及活動の取り組みを実施しています。

2026年度におきましても、関係各位の協力のもと、規約アドバイザーによる訪問活動を開始しました。本年度は、訪問地区をさらに拡大して実施してまいりますので、会員店の皆様におかれましては、規約アドバイザーが訪問した際は、活動にご協力いただきますとともに、ご質問等ございましたら、お気軽にお問合せください。